

平成 30 年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱（制定） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>平成 30 年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、平成 30 年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条から第 5 条 省略</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第 6 条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第 2 号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額の 20 パーセントを超えない減額変更をしようとする場合の変更をいう。）は、この限りでない。</p> <p>（2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第 3 号様式による事業の中止（廃止）申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>（4） 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。</p> <p>（5） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第 2 条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>（6） 補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（7） 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>（8） 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>（9） 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>（10） 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと、間接補助金の交付対象としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>（11） 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて知事が指示した事項</p>	<p>平成 29 年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、平成 29 年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条から第 5 条 省略</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第 6 条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第 2 号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額の 20 パーセントを超えない減額変更をしようとする場合の変更をいう。）は、この限りでない。</p> <p>（2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第 3 号様式による事業の中止（廃止）申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>（4） 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。</p> <p>（5） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第 2 条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>（6） 補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（7） 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>（8） 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>（9） 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>（10） 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと、間接補助金の交付対象としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>（11） 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて知事が指示した事項</p>

2 市町村は、第2条に規定する間接補助金を交付する場合（市町村が、県から交付を受けた補助金に加えて市町村の財源による上乗せ補助を行う場合を含む。以下同じ。）は、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 消費税及び地方消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに市町村に報告するとともに、当該金額を市町村に返還しなければならないこと。

(3) 県税の滞納がないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、前項の規定に準ずる事項。（前項の規定中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村長」と読み替え、申請書の様式については市町村において定めるものとする。）

3 市町村は、前項第4号の規定に基づき、間接補助事業者へ承認又は指示を行う場合は、事前に第1項に規定する知事の承認又は指示を受けてから行わなければならない。

第7条から第11条 省略

（財産の処分の制限等）

第12条 市町村は、取得財産等について、別記第6号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

2 市町村は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条第1項の補助金実績報告書に別記第7号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

3 市町村は、第2条に規定する間接補助金を交付する場合、間接補助事業者に対して第1項から第2項までの条件を付さなければならない。

第13条から第15条 省略

附 則

1 この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

2 この要綱は、平成32年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第6条第1項第4号及び第5号（同条第2項第4号の規定によりこれに準ずる場合を含む。）、同条第2項第2号、同条第3項、第7条、第8条第3項、第11条、第12条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1から第2 省略

別記第1号様式から第9号様式 省略

2 市町村は、第2条に規定する間接補助金を交付する場合（市町村が、県から交付を受けた補助金に加えて市町村の財源による上乗せ補助を行う場合を含む。以下同じ。）は、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 消費税及び地方消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに市町村に報告するとともに、当該金額を市町村に返還しなければならないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前項の規定に準ずる事項。（前項の規定中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村長」と読み替え、申請書の様式については市町村において定めるものとする。）

3 市町村は、前項第3号の規定に基づき、間接補助事業者へ承認又は指示を行う場合は、事前に第1項に規定する知事の承認又は指示を受けてから行わなければならない。

第7条から第11条 省略

（財産の処分の制限等）

第12条 市町村は、取得財産等について、別記第6号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

2 市町村は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条第1項の補助金実績報告書に別記第7号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

3 市町村は、第2条に規定する間接補助金を交付する場合、間接補助事業者に対して第1項から第4項までの条件を付さなければならない。

第13条から第15条 省略

附 則

1 この要綱は、平成29年11月16日から施行する。

2 この要綱は、平成31年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第6条第1項第4号及び第5号（同条第2項第3号の規定によりこれに準ずる場合を含む。）、同条第2項第2号、同条第3項、第7条、第8条第3項、第11条、第12条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1から第2 省略

別記第1号様式から第9号様式 省略